令和8年10月
公益財団法人愛知県都市整備協会

あいち建設情報共有システムの農林委託業務でのご利用について

農林の委託業務用の業務打合簿を作成する機能を令和8年10月から提供開始させていただきます。
農林の委託業務であいち建設情報共有システムをご利用いただく場合は、次のように、利用申込み、業務打合簿提出、電子納品（検査）をしていただくようにお願いします。

1．利用申込み

システム利用に適用する電子納品要領（利用申込みの際に選択する電子納品要領）は、
『愛知県電納品運用ガイドライン令和8年3月版【農林委託帳票利用】』を選択してください。
※この電子納品要領でないと、農林の委託業務の業務打合簿で使用する職位を使用できません。

受注者の方の職位は、次の中から業務内容に合わせて選択してご登録ください。
【受注者】管理技術者、照査技術者、担当技術者、閲覧者（受）、担当者

2．業務打合せ簿の作成

県様式（業務）業務打合簿 押印10人分（20人分）を発注者・受注者（押印欄）合計の数により選択してください。

委託業務の書類の操作については、あいち建設情報共有システムポータルサイトに掲載している操作マニュアル（次のURLリンク資料）をご参照ください。

https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/manual/#manual

業務－技術者対応表

業務名	担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当者
地質・土質調査業務	1人	1人	1人	－
測量業務	1人	2人※	1人	－
設計業務	1人	2人※	1人	－
用地調査業務	1人	1人	1人	－
建物等事前調査及び事後調査業務	1人	1人	1人	－
土地評価業務	1人	1人	1人	－
換地処分業務	－	－	－	1人

※　測量・設計業務となった場合、管理技術者が2人になることがあるため。

3．電子納品（検査）について

情報共有システムで作成された業務打合簿を電子納品する場合は、情報共有システムから、業務打合簿のデータをダウンロードして、別途作成される設計図面データ等と合わせて、電子媒体により電子納品していただきます。

情報共有システムから業務打合簿データをダウンロードする方法は、あいち建設情報共有システムポータルサイトに掲載している操作マニュアル（次のURLリンク資料）をご参照ください。

https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/_upload/pages/34/320348ee67e47207b82ca830542092d0.pdf

検査についても同様に、情報共有システムからダウンロードしたデータと、別途作成されるデータと合わせて検査を実施していただきます。